

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年3月18日 福井地方法務局 登記官 大鹿 和之

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2100-2025-0530	坂井市三国町宿一丁目1202番7